

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 2 月 8 日付け 27 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 都市整備部公園みどり課）

- （1）業務委託の締結に当たり、分割発注により非効率な事務を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （2）業務委託契約に当たり、無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- （3）業務委託契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）

ア 措置の内容

業務委託を実施する際には、盛岡市財務規則（昭和 46 年規則第 33 号）の規定に基づき、適正に事務を執行するよう指導するとともに、今後の事務執行体制及び相互チェック体制について課内研修会で周知徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

原因は、より短期間で契約執行して工事完了できるよう、2 つに分割して一者随契により契約したことによる。

今後は、所属長・グループリーダー・担当等複数の職員による事務執行体制を確立し、確実な相互チェックを実施する。

(2)

ア 措置の内容

見積徴収に当たっては、盛岡市随意契約見積参加者心得第7及び第9の規定を遵守するようチェックリストを作成し、確認を徹底することとした。

イ 原因及び再発防止策の内容

業者から提出された見積書を有効と誤認して契約事務を行ったことによるものである。

今後は、見積書の有効性を確認するためのチェックリストを作成し、適正な契約事務を行う。

(3)

ア 措置の内容

業務委託を実施する際には、約定に基づき適正に事務を執行するよう、課内研修会で周知徹底した。

イ 原因及び再発防止策の内容

業務委託の契約書に定められている禁止事項について、確認を怠ったことによるものである。

平成28年度は、市長の事前承認を受けることなく実施できるよう、契約書の約定に例外規定を設けることとする。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 2 月 8 日付け 27 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（都市整備部 建築指導課）

時間外勤務手当の支給に当たり、週休日の振り替えにより新たに勤務することとなった時間帯の支給割合に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

該当する職員について時間外・休日勤務命令表を確認した後、正しい支給割合へ訂正し、平成 28 年 4 月 14 日までに返納の措置をとった。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は週休日の振替等関係規程の認識不足によるもの。

全職員に対する職場研修会を実施し、関係規程の理解を深め、今後は複数の職員により確認を行うことにより再発防止に努める。